

2013年7月31日

東京大学総長

濱田純一 殿

東京大学職員組合
執行委員長 佐藤岩夫

就業規則の（退職制度）改訂に関する意見書

～2013年8月改訂、11月1日施行予定～

今回の就業規則改訂に際してのみならず、組合への十分な検討の時間を設定せずに決定事項であるかのような提示の仕方は労使関係を軽視するものであり、強く改善を要求する。

記

この退職制度改訂は、2013年1月より労使交渉なしで強行された「退職手当制度の見直し」による、大幅な退職金引下げという違法な就業規則の不利益変更が前提となっていることを考えれば、退職手当引下げの撤回なくして、この「早期退職制度」の検討に入ることには同意できない。

引き続き違法な退職手当の引き下げ撤回を強く求めるものである。

なお、今回の改訂内容だけを見れば、早期退職制度と勧奨退職制度を一本化したこと、それに伴った条項の整理、(国と同水準の)インセンティブの拡充、東大独自の条項として申出時期の明確化や再度雇用される場合の条項などが制度設計されている点などは一定の評価は出来ると考える。

今後、教員と一般職員の定年年齢差別の解消がされていない現状や、検討が開始された60歳超職員の雇用制度に関しては、労使交渉を基本とした制度設計を行い、十分な議論の時間を持った、労使合意を形成することを強く要求するものである。

以上